

市立函館南茅部病院褥瘡対策チーム設置要領

平成16年	12月	1日	施行
平成21年	7月	1日	一部改正
平成23年	9月20日		一部改正
平成27年	4月	1日	一部改正
平成30年	4月	1日	一部改正

(設置目的)

第1条 市立函館南茅部病院における院内褥瘡対策を調査検討し、その効果的な推進を図るため、褥瘡対策チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(構成)

第2条 チームは、次に掲げる職員をもって構成する。

- (1) 外科医師
- (2) 看護職員
- (3) 院長が指定する職員

2 チームにはリーダーを置き、リーダーは外科医師とする。

(業務)

第3条 チームは、次に掲げる事項について調査検討し、対策を講ずる。

- (1) 褥瘡および合併する感染予防対策に関すること。
- (2) 褥瘡予防にかかる情報の収集に関すること。
- (3) その他、褥瘡予防に関し、特に必要な事項。

(運営)

第4条 リーダーは、必要に応じて褥瘡対策チーム会議（以下「会議」という。）を招集し、リーダーがその議長となる。

2 リーダーは、特に必要と認めたときはチーム構成職員以外の職員を会議に出席させ、その意見を聞き、または職員に資料の提出を求めることができる。

(記録の保存)

第5条 会議の内容は記録し、会議開催の日から5年間これを保存する。

(会議の事務)

第6条 会議の庶務は、事務において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は病院長が別に定める。

附 則

この要領は平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成21年7月1日一部改正）

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成23年9月20日一部改正）

この要領は、平成23年9月20日から施行する。

附 則（平成27年4月1日一部改正）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日一部改正）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。